

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者の皆さまへ 高収益作物次期作支援交付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大による需要の減少などにより影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援します。

※令和2年6月30日時点の情報です。最新の情報は農林水産省ホームページをご確認ください。

交付金の対象となる生産者

【要件1】令和2年2月から4月の間に、対象作物（野菜、花き、果樹、茶）の出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者

【要件2】収入保険や農業共済などのセーフティネットに加入している、または加入を検討している生産者

支援内容その1

次期作に前向きに取り組む生産者への支援（国実施要綱第4の2(1)）

【交付単価】

(1) 基本単価 **5万円/10アール**（中山間地域は**5.5万円**）

(2) 施設栽培の花き、大葉、わさび ▶ **80万円/10アール**

施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう ▶ **25万円/10アール**

※(2)の対象となる施設は、加温装置（空調装置）またはかん水装置がある施設で、いわゆる雨よけハウスは除きます。

【交付面積】

同一ほ場において、①～⑧の取組項目を**2つ以上**実施した面積

※交付単価(2)の施設栽培については、⑧の取組項目を選択できません。また、80万円/10アールの交付単価の場合、③の取組項目を実施する必要があります。

取組類型		取組項目	
ア	生産・流通コストの削減に資する取組	①	機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース(いずれも可)
		②	集出荷経費の削減に資する資材の導入(大型コンテナ、通い容器等の導入)
イ	生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③	品目・品種等の導入(栽培技術の転換等)
		④	肥料・農薬等の導入(転換に必要な資材導入等)
		⑤	かん水設備等の導入(品質向上に必要な機器等の導入)
ウ	土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥	土壌改良・排水対策の実施(作柄安定に資する対策の実施等)
		⑦	被害防止技術の導入(作柄安定に資する資材等)
エ	作業環境の改善に資する取組	⑧	労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)
			農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ	事業継続計画の策定の取組		事業継続計画の策定等

問い合わせ先

高島市農業再生協議会 TEL 0740-25-8185 FAX 0740-25-8232
〒520-1501 高島市新旭町旭一丁目10番5号 新旭町農業協同組合 本所2階

支援内容その2

新たな品種や新技術の導入等の取組を支援（国実施要綱第4の2（2））

【交付単価】取組類型ごとに **2万円/10アール**（中山間地域は**2.2万円**）

【交付面積】ア～ウの取組類型から**1つ以上**の取組項目を実施した面積

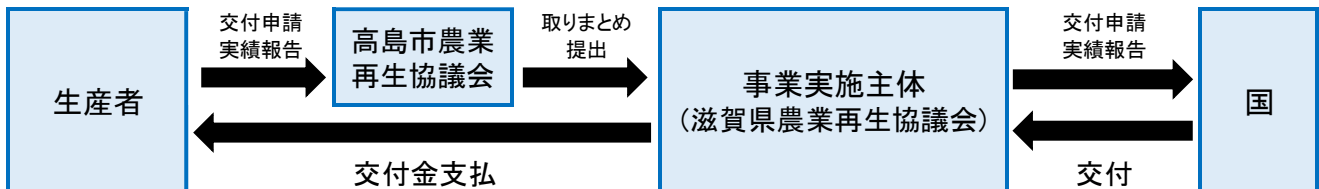
※ア～ウのすべてを実施する場合、最大6万円/10アール（中山間地域は6.6万円）

※同一ほ場で、同一の取組類型から複数の取組項目を実施する場合は、面積が大きい方の取組面積とします。

取組類型		取組項目
ア	新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	① 新規契約の締結
		② 追加契約の締結
		③ 需要開拓による販路の変更
イ	新品種・新技術導入等に向けた取組	① 都道府県知事が定める新品種の導入
		② 都道府県知事が定める新技術の導入
ウ	海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等の取組	① 残留農薬基準等への対応
		② 有機農業の認証取得に向けた取組
		③ GAPの認証取得に向けた取組
		④ MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組

事業の流れ

- ◆ 高島市農業再生協議会が受付窓口となり、生産者からの申請書を取りまとめて、事業実施主体である滋賀県農業再生協議会に提出します。国への申請および交付金の支払いは、事業実施主体が行います。
- ◆ 交付金の支払時期は、令和3年3月～4月の予定です。（実績報告書提出後、精算払になります）



提出書類等

1. 交付申請書（別紙様式、取組計画書、参考様式）
2. 申請者が記入するシート（高収益作物次期作支援交付金の取組例）
※1と2は、高島市ホームページからダウンロードできます。
3. 令和2年2月～4月に出荷したことが確認できる書類（領収書・納品書等）、または廃棄したことがわかる書類（前年産の出荷実績および今年産の廃棄理由書）
4. 次期作の取組を行うほ場の面積がわかる公的書類（営農計画書、農地基本台帳、共済細目書 等）

【提出期限】 **令和2年7月17日（金）** ※関係機関窓口へ提出してください。

関係機関窓口

高島市農業再生協議会事務局（TEL：0740-25-8185） 高島市農業政策課（TEL：0740-25-8511）

滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課（TEL：0740-22-6025）

各農業協同組合営農担当課

マキノ町農業協同組合（TEL：0740-27-1193）

今津町農業協同組合（TEL：0740-22-4545）

新旭町農業協同組合（TEL：0740-25-2628）

西びわこ農業協同組合（TEL：0740-32-1260）